

資料ふあいる

「公文書館機能の自己点検・評価指標」調査結果

全史料協調査・研究委員会は、各自治体における公文書館機能の達成度を計るため、「ミニマムモデル」および「ゴールドモデル」からなる「公文書館機能の自己点検・評価指標」を作成した。

平成23年度は埼玉県（埼玉県地域史料保存活用連絡協議会会員自治体の文化財担当・図書館・博物館・資料館・自治体史編さん室）および沖縄県（各自治体の総務課文書担当）を対象に、ミニマムモデルの調査を実施した。続いて平成24年度には、佐賀県（20市町の文書担当課）を対象に同様の調査をおこなった。

本稿は、第37回全史料協全国（群馬）大会大会テーマ研究会全体会Ⅱ報告②「公文書館機能の自己点検・評価指標」（平成23年10月28日）、および、公文書館機能普及セミナー in 佐賀（平成24年8月17日）に先立ち公表された「佐賀県内市町の公文書館機能に関する調査結果」を再構成したものである。調査方法、回答率、調査項目、調査結果は以下のとおりである。

■調査方法

調査票調査（調査票を各自治体の文書担当課長宛て郵送し、FAXで回答をいただいた）

■回答率

埼玉県：75%（43市町）
 沖縄県：51%（21市町村）
 佐賀県：100%（20市町）

■調査項目

【1 基本事項】

1. 1 歴史資料として重要な公文書等の管理に関する一連の業務が組織法（条例・

規則・規程・要綱等その形式は問わない）上、規定されている。

1. 2 歴史資料として重要な公文書等に関する業務状況が何らかのかたちで一般に公表されている。

【2 保存・管理】

2. 1 当該自治体の情報公開条例に規定された実施機関のうち、50%以上の機関の歴史資料として重要な公文書等を収集（移管）の対象としている。
2. 2 歴史資料として重要な公文書等の収集方針、評価選別基準（これらに相当するもの）等を明文化し、公表している。
2. 3 文書管理等の規程上、歴史資料として重要な公文書等の保存場所を規定し、現用文書の保管場所と異なる専用の場所で管理している。

【3 公開・調査研究】

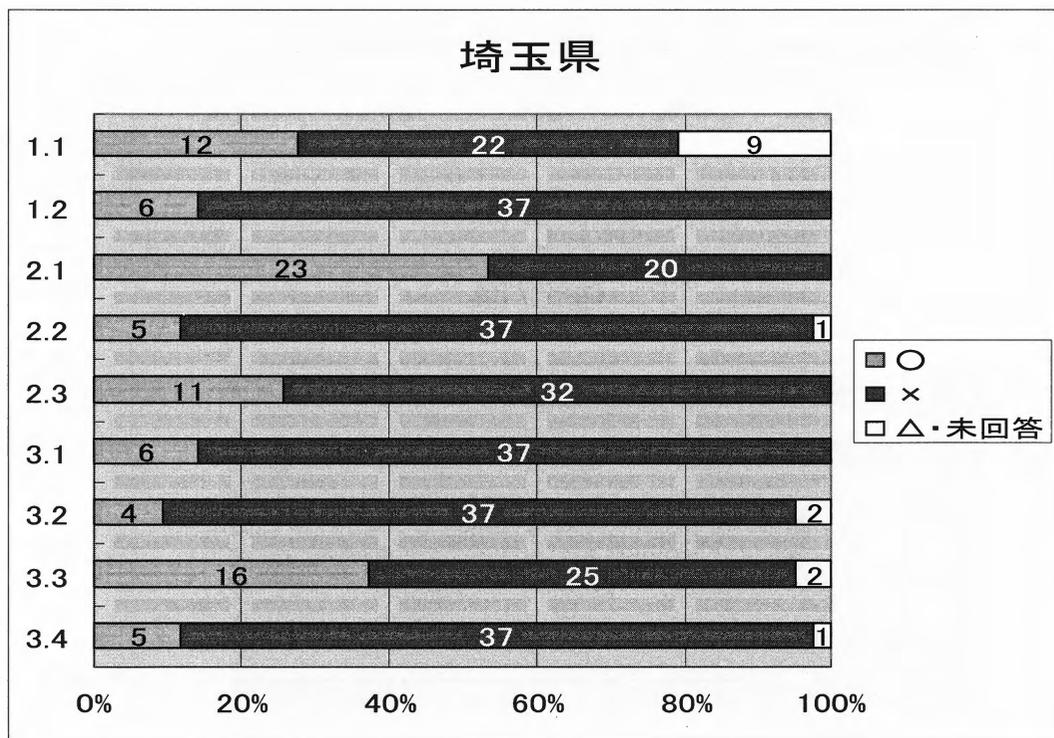
3. 1 自らが管理する歴史資料として重要な公文書等の目録を作成し、それが一般に公表されている。
3. 2 閲覧を制限する場合の基準を持ち、一般に公開している。また、その基準に該当するものを除いて、一般利用の制限が行われていない。
3. 3 標準的な資料複写料金が、当該自治体の情報公開制度による「写しの交付に要する費用」と同等かそれ以下となっている。
3. 4 歴史資料として重要な公文書等の収集・保存・閲覧等に関する調査研究を行い、その成果を毎年度公表している。

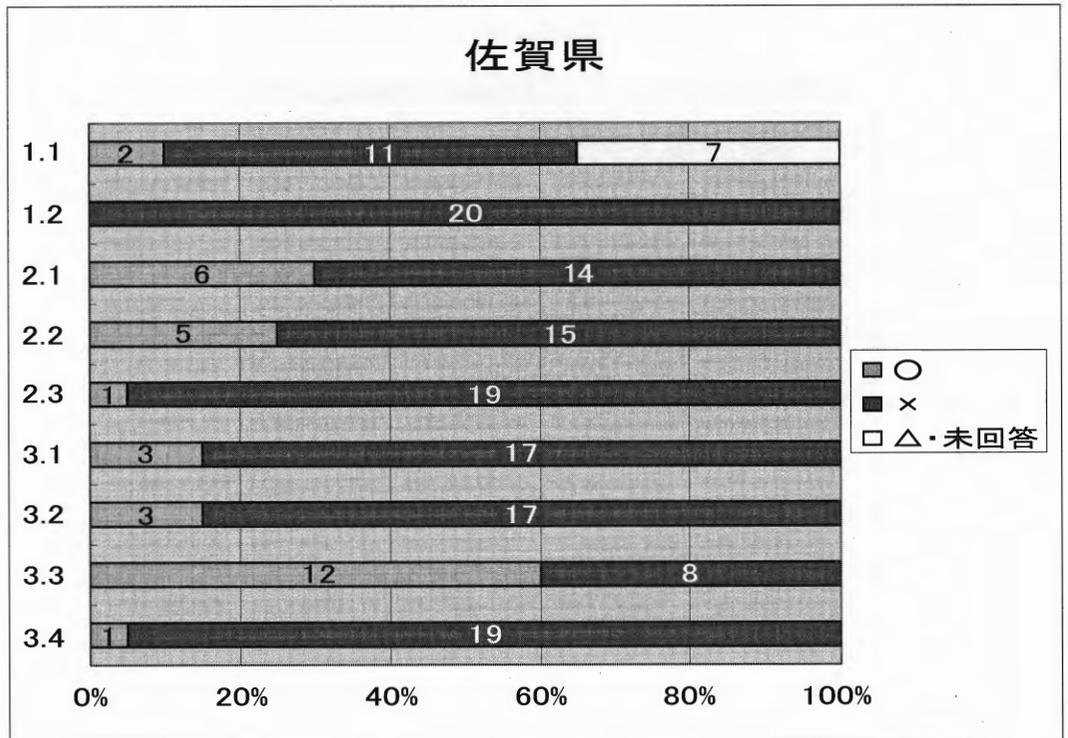
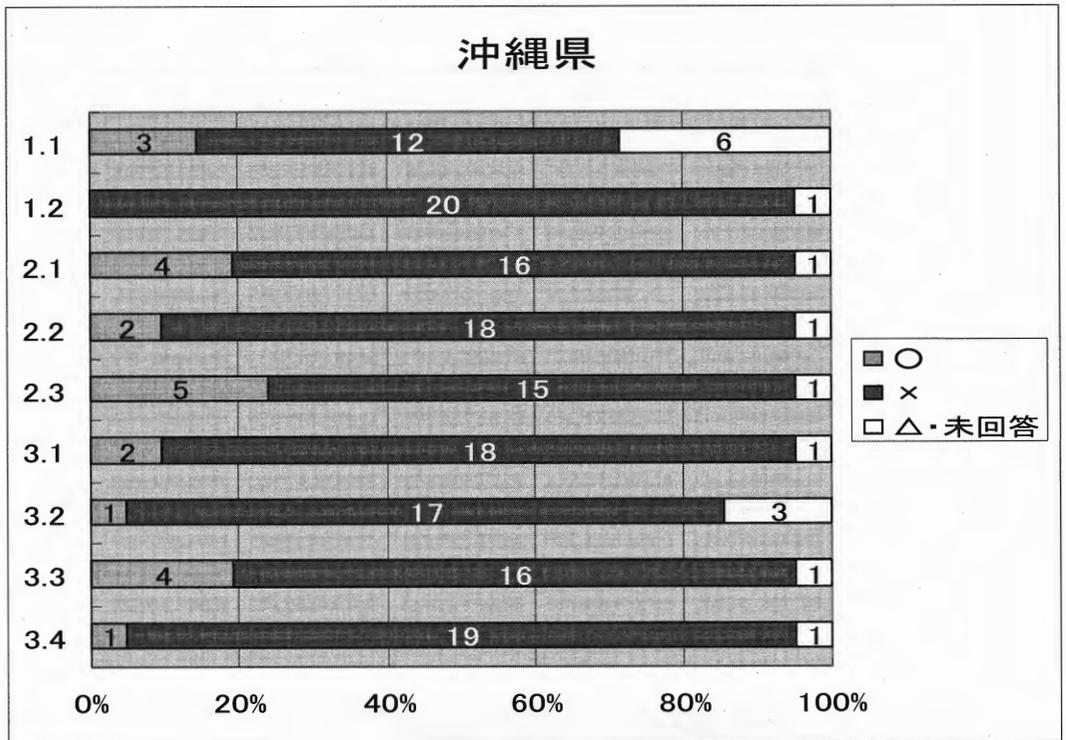
■調査結果

各調査項目につき、「はい」は○、「いいえ」は×、「どちらでもない」は△で表した。

ミニマムモデル佐賀県試行調査結果

市町村別	1.1	1.2	2.1	2.2	2.3	3.1	3.2	3.3	3.4
1 市	×	×	×	×	×	×	×	○	×
2 市	△	×	×	○	×	×	×	○	×
3 市	×	×	×	×	×	×	×	○	×
4 市	△	×	×	×	×	×	×	×	×
5 市	×	×	○	×	×	○	×	○	×
6 市	△	×	○	○	○	×	×	×	×
7 市	△	×	○	×	×	×	×	×	×
8 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×
9 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×
10 市	×	×	×	×	×	×	×	○	×
11 町	△	×	×	○	×	×	×	○	×
12 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×
13 町	○	×	○	×	×	×	×	×	×
14 町	△	×	○	○	×	×	○	○	×
15 町	×	×	×	×	×	×	×	○	×
16 町	○	×	×	×	×	○	×	○	○
17 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×
18 町	×	×	×	×	×	×	×	○	×
19 町	×	×	×	×	×	○	○	○	×
20 町	△	×	○	○	×	×	○	○	×





佐賀県の調査結果は調査・研究委員会ブログに詳細を載せた。併せて参照されたい。